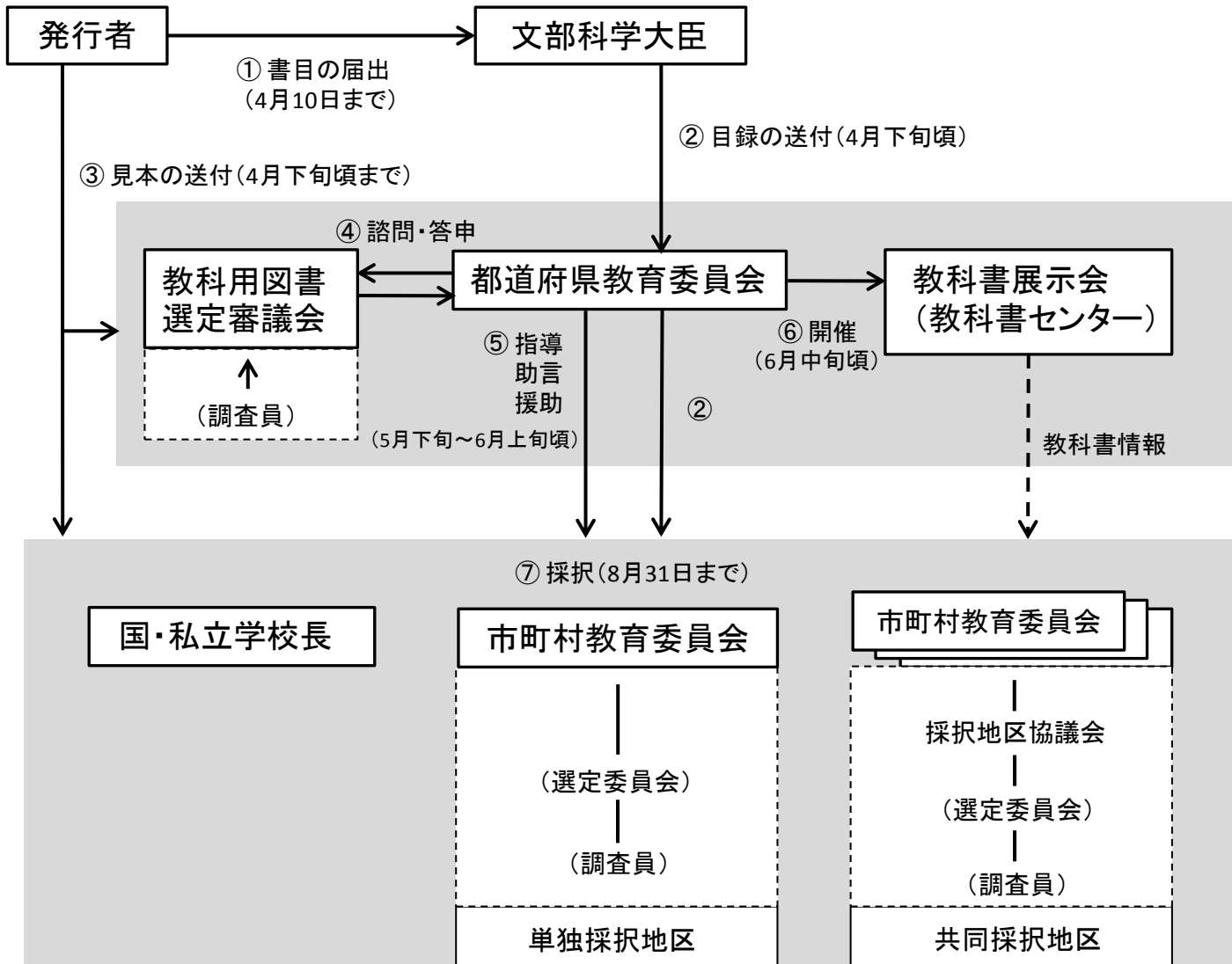


義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み



※採択地区協議会は法令上設けなければならないもの。括弧書きの組織等は任意的に設けられるもの。

※教科書無償措置法の改正により、採択地区の設定単位が「市郡」から「市町村」に改められ、市町村を単位として柔軟な採択地区の設定が可能になった。採択地区の設定、変更については、都道府県教育委員会が、共同採択制度の趣旨を踏まえつつ、市町村教育委員会の意見を聴いて行う。